

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	18	府省庁名	厚生労働省
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金に係る非課税措置の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<p>【延長要望】 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号。以下「B肝特措法」という。）に基づく給付金については、B肝特措法の施行の日から5年以内にその支給を請求することとされており、平成29年1月12日に請求期限が到来するため、現下の請求状況（※1）を踏まえ、当該請求期限の延長を検討しているところである。仮に請求期限を延長した場合には、引き続き、租税その他の公課を課さない措置（※2）を講ずることが必要である。</p> <p>（※1） 法制定当時の対象見込者は45万人であるが、これまでの提訴者数は約2万人。 （※2） 和解した患者に対して給付金として支給される<u>金銭への公課の禁止</u></p> <p>【拡充要望】 発症後20年を経過した「死亡・肝がん・肝硬変」の患者については、B肝特措法制定時に提訴した者がいなかったことから、B肝特措法に基づく給付金の支給対象外とされている。しかし、B肝特措法制定時の附帯決議も踏まえ、平成27年3月27日に札幌地裁から和解勧告がなされたことを受け、同日付けで「基本合意書（その2）」を締結し、これを受け、発症後20年を経過して提訴をした「死亡・肝がん・肝硬変」の患者を新たに給付金の支給対象とすることを検討しているところである。仮に支給対象とした場合には、当該患者に対する給付金に係る税制措置について、現行の他の病態の患者に対する給付金と同様に租税その他の公課を課さない措置を講ずることが必要である。</p>		
関係条文	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号）第20条		
減収見込額	[初年度] (-)	[平年度] (-)	[改正増減収額] - (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、多数の者にB型肝炎ウイルスの感染被害が生じ、かつ、その感染被害が未曾有のものであることに鑑み、特定B型肝炎ウイルス感染者及びその相続人に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給するための措置を講じているところ、税制の面からの措置を併せて講ずることにより、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 B肝特措法に基づく給付金は、特定B型肝炎ウイルス感染者の医療、健康管理等に係る経済的負担を含む健康被害の救済を図るため、裁判所を介した和解協議を踏まえて国が特定B型肝炎ウイルス感染者に対して支払う和解金としての性質をもつ。したがって、税法上のいわゆる所得とは性質を異にすることから、国税、地方税その他を問わず、給付金として支給を受けた金銭を受給者の収入又は財産とみて、公課の対象又は標準として租税その他の公課を課されないこととし、和解金としての給付金の目的を達成する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標Ⅰ) 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標5) 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること (施策目標1) 感染症の発生・まん延の防止を図ること
	政策の達成目標	-
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	-
	同上の期間中の達成目標	-
	政策目標の達成状況	-
有効性	要望の措置の適用見込み	-
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	-
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
	要望の措置の妥当性	B肝特措法に基づく給付金等は、特定B型肝炎ウイルス感染者の医療、健康管理等に係る経済的負担を含む健康被害の救済を図るため、裁判所を介した和解協議を踏まえて国が特定B型肝炎ウイルス感染者に対して支払う和解金としての性質をもつ。したがって、税法上のいわゆる所得とは性質を異にすることから、国税、地方税その他を問わず、給付金として支給を受けた金銭を受給者の収入又は財産とみて、公課の対象又は標準として租税その他の公課を課さないこととし、和解金としての給付金の目的を達成する必要がある。
ページ	18—2	

税負担軽減措置等の適用実績	-
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	-
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	-
前回要望時の達成目標	-
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	-
ページ	18—3